

平成 29 年度「特別支援教育に関する実践研究充実事業(次期学習指導要領に向けた実践研究)」  
成果報告書

受託団体名	熊本県教育委員会
-------	----------

## I 概要

### 1 モデル校の一覧

設置者	学校種	課程又は障害種	学校名（ふりがなを付すこと）
熊本県	知的障がい		くまもとけんりつくまもとしえんがっこう 熊本県立熊本支援学校
熊本県	知的障がい		くまもとけんりつあらおしえんがっこう 熊本県立荒尾支援学校
熊本県	知的障がい		くまもとけんりつきくちしえんがっこう 熊本県立菊池支援学校

### 2 研究課題

知的障がい特別支援学校のカリキュラム・マネジメントに関する研究  
～学習評価を指導計画につなぐ教育課程の構造化と各教科内容表の活用によるカリキュラム・マネジメントの充実～

### 3 研究の概要

本研究では、教育課程編成を進める校内組織や手続き、年間計画等を整理することにより、知的障がいのある児童生徒に各教科等を計画的に指導できるカリキュラム・マネジメントを進める。さらに、教科別の指導と各教科等を合わせた指導を効果的に組み合わせるなどして「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善を実施する。この目的を達成するために、今年度は主に以下の内容に取り組んだ。

ア 教育課程改善に取り組む校内組織や手続き、スケジュール等の整理を通して、児童生徒の学習評価を指導計画や教育課程の改善に結びつけるポイントを検討した。

イ 各教科の内容を計画的に指導できる指導計画を作成したり、必要に応じて学習指導要領を参照したり、これまでに指導した内容を振り返ったりする際などに活用するために、各教科の内容を全体的に捉えられる資料の作成について検討した。

ウ 各教科等の教育の内容毎に授業時数を配当した教育課程を検討するとともに、教科別の指導と各教科等を合わせた指導を適切に組み合わせるなどしながら、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための事例研究等の方向性を検討した。

### 4 研究の成果

ア 学習評価をカリキュラム・マネジメントにつなぐポイントとして、次の3点のことについて共通理解できた。

①教育内容に照らした実態把握、目標設定、評価の重要性。

②卒業後の視点を取り入れた教育課程改善。

③日々の教育活動と教育改善の年間のスケジュールを可視化することの有用性。

イ 平成29年12月末に実施したカリキュラム・マネジメントシンポジウムでは、県内特別支援学校の教員等、350人を超える参加者があり、カリキュラム・マネジメント推進のポイントについて共有することができた。

ウ 各教科の内容を全体的に捉えられる資料「小・中学部各教科内容表」について、算数・数学科、生活科、国語科についてはほぼ出来上がり、他の各教科内容表作成についても研究指定校3校で役割分担を行い、平成30年7月を目途に、完成させる予定である。

エ 各教科等に含まれる各教科等の内容の分析を行うことで、各教科等の教育内容毎の授業時数が明らかになった。

オ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、新学習指導要領に応じた題材計画様式及び指導案様式の検討を行い、新様式による計画作成を進めることができた。

## 5 課題と今後の方策

ア 学習評価をカリキュラム・マネジメントにつなぐ精度の向上

学習指導要領の教育内容に照らした実態把握・目標設定、児童生徒の学習評価や卒業後の情報を教育課程編成に活かす方法など、更に検討を深めていく。

イ 「小・中学部各教科内容表」の活用方法の共通理解

完成した各教科内容表活用のポイントを整理し、共通理解を図るとともに、各種資料を整理した教育計画ファイルに綴じ込み、日々参照できるツールとして活用する。

ウ 各教科等の教育内容毎に授業時数を配当した教育課程の見直し

平成30年度教育課程表は、平成29年度に取り組んだ教育課程の実績をもとに授業時数を算出しているため、児童生徒が身に付けた力の評価等を踏まえ、各教科等の教育の内容毎に必要な授業時数を、小・中学校の授業時数も参考にしながら再度検証する。また、小学部6年間、中学部3年を見通した指導内容を検討していく。

エ 「育成を目指す資質・能力」の3つの柱を育む「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善の実現

教科別の指導と各教科等を合わせた指導を効果的に組み合わせるなどして、授業研究及び事例研究を深め、好事例を研究指定校間で共有する。

オ 指定校の打合会の充実

指定校3校で定期的実施する打合会の年間計画及び検討事項の詳細について定めておき、各校でその内容について事前に検討しておく。打合会で協議後、その内容について各校で再度検討を行い議論を深めるようにするなど、打合会のPDCAサイクルを充実させる。

※「障害」のひらがなの表記について：熊本県では、関係者からの「害」の漢字表記についての意見を踏まえ、平成20年1月から法令、条例、規則や固有名称を除き、「障がい」と表記するよう努めている。